議案第27号

請負契約の締結について

学校給食センター化事業(仮称)北部学校給食センター新築工事(電気)の請負 契約を締結することについて、次のとおり提案する。

平成28年6月23日提出

東広島市教育委員会 教育長職務代理者 渡 部 和 彦

1 提案理由

学校給食センター化事業(仮称)北部学校給食センター新築工事(電気)の請 負契約を締結するに当たり、その予定価格が1億5,000万円以上であるた め、議会の議決を求めるものである。

2 根拠条例

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和49年 東広島市条例第125号)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億5,000万円以上の工事又は製造の請負とする。

請負契約の締結について

- 1 契約の目的
 - 学校給食センター化事業(仮称)北部学校給食センター新築工事(電気)
- 2 契約の方法条件付一般競争入札
- 3 契約金額 1億8,931万3,200円
- 4 契約の相手方広島市中区舟入南四丁目17番20号大和電気工事株式会社 広島営業所所長 松 浦 利 昭

議案第28号

請負契約の締結について

学校給食センター化事業(仮称)北部学校給食センター新築工事(機械)の請負 契約を締結することについて、次のとおり提案する。

平成28年6月23日提出

東広島市教育委員会 教育長職務代理者 渡 部 和 彦

1 提案理由

学校給食センター化事業(仮称)北部学校給食センター新築工事(機械)の請 負契約を締結するに当たり、その予定価格が1億5,000万円以上であるた め、議会の議決を求めるものである。

2 根拠条例

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和49年 東広島市条例第125号)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億5,000万円以上の工事又は製造の請負とする。

請負契約の締結について

- 1 契約の目的
 - 学校給食センター化事業(仮称)北部学校給食センター新築工事(機械)
- 2 契約の方法条件付一般競争入札
- 3 契約金額4億4,280万円
- 4 契約の相手方

中電工・いのもと産業特定建設工事共同企業体

代表者 東広島市西条中央三丁目6番12号 株式会社中電工 広島中部支社

構成員 東広島市西条中央三丁目8番11号 いのもと産業株式会社

代表取締役 伊 野 本 洋 祐

執行役員支社長 加 藤 勝 文

議案第29号

平成29年度使用小中学校特別支援学級教科用図書採択に係る基本 方針について

平成29年度使用小中学校特別支援学級教科用図書採択に係る基本方針を定める ことについて、次のとおり提案する。

平成28年6月23日提出

東広島市教育委員会 教育長職務代理者 渡 部 和 彦

1 提案理由

平成29年度に小中学校の特別支援学級で使用する教科用図書の採択に係る基本方針を定めるため、この議案を提出するものである。

2 基本方針案

別紙のとおり。

3 根拠法令

学校教育法(昭和22年法律第26号)

- 第34条 小学校においては、文部科学大臣の検定を経た教科用図書又は文部科学省が著作の名義を有する教科用図書を使用しなければならない。
- 第49条 第30条第2項、第31条、第34条、第35条及び第37条から第 44条までの規定は、中学校に準用する。一略一
- 附則第9条 高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校並びに特別支援学級においては、当分の間、第34条第1項(第49条、第62条、第70条第1項及び第82条において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、文部科学大臣の定めるところにより、第34条第1項に規定する教科用図書以外の教科用図書を使用することができる。

平成29年度使用小中学校特別支援学級教科用図書採択に係る基本方針

平成29年度に東広島市立小・中学校の特別支援学級で使用する教科用図書の うち、学校教育法附則第9条の規定による図書に係る採択の基本方針を、広島県 教育委員会の採択基本方針に準じて定めるものである。

平成28年6月 日東広島市教育委員会

1 採択基本方針

(1) 採択の基本

教科用図書は、学校教育において、教科の主たる教材として使用される重要なものであることを認識し、教育基本法や学校教育法の改正で明確に示された教育の理念や目標及び学習指導要領に示された各教科の目標や内容等に則り、本市の児童生徒の障害の状態及び発達段階に適合した教科用図書を採択する。

その際、次の観点に基づいて、広島県教育委員会が作成する「選定資料」を活用して十分な調査研究を行う。

- ア 内容の特徴・程度
- イ 内容の構成・配列・分量
- ウ 内容の表現・表記
- エ 印刷・製本の状態

(2) 適正かつ公正な採択の確保

ア 教科用図書発行者等による宣伝行為等に影響されることなく、採択権者の権限と責任において、採択における適正、公正を期す。

イ 特定の教科書発行者と関係を有する者が教科書採択に関与することがない ようにすること。

(3) 開かれた採択の推進

採択結果及び採択理由について、採択後、必要に応じて公開する。

2 方法、組織及び手続き

広島県教育委員会の指導、助言又は援助を受け、次の方法、組織及び手続きによって、種目(教科用図書の教科ごとに分類された単位)ごとに採択を行う。

(1) 文部科学大臣の検定を経た下学年用教科用図書又は文部科学省著作教科用図書の採択を十分考慮した上、小・中学校の特別支援学級で特別の教育課程を編成する場合に検定済教科用図書を使用することが適当でない場合には学校教育法附則第9条の規定による教科用図書を採択する。

ただし、学校教育法附則第9条の規定による教科用図書は、原則、文部科学省の「平成29年度用一般図書一覧」に登載された図書のうちから採択する。

(2) 各学校は、教科書選定会議等を設置し、教科用図書を種目ごとに選定するとともに、選定理由書を採択権者(東広島市教育委員会)に提出する。

議案第30号

東広島市ボランティア活動・体験活動推進協議会設置要綱の廃止について

東広島市ボランティア活動・体験活動推進協議会設置要綱を廃止する訓令を定めることについて、次のとおり提案する。

平成28年6月23日提出

東広島市教育委員会 教育長職務代理者 渡 部 和 彦

1 提案理由

東広島市ボランティア活動・体験活動推進協議会を廃止するため、この議案を 提出するものである。

2 廃止案

別紙のとおり。

3 施行期日

公表の日

4 根拠法令

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号) 第25条

- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事務は、教育長に委任することができない。
 - (2) 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定又は改廃に関すること。

東広島市教育委員会訓令第 号

東広島市ボランティア活動・体験活動推進協議会設置要綱を廃止する訓令を次のように定める。

平成28年 月 日

東広島市教育委員会 教育長職務代理者 渡 部 和 彦

東広島市ボランティア活動・体験活動推進協議会設置要綱を廃止する 訓令

東広島市ボランティア活動・体験活動推進協議会(平成14年東広島市教育委員会訓令第3号)は、廃止する。

附則

この訓令は、平成28年 月 日から施行する。

議案第31号

東広島市ボランティア活動支援センター設置要綱の廃止について

東広島市ボランティア活動支援センター設置要綱を廃止する訓令を定めることについて、次のとおり提案する。

平成28年6月23日提出

東広島市教育委員会 教育長職務代理者 渡 部 和 彦

1 提案理由

本市のボランティアの活動状況の変化により、新たに東広島市ボランティア活動支援事業実施要綱を制定することに伴い、東広島市ボランティア活動支援センター設置要綱を廃止するため、この議案を提出するものである。

2 廃止案

別紙のとおり。

3 施行期日

公表の日

4 根拠法令

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号) 第25条

- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事務は、教育長に委任することができない。
 - (2) 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定又は改廃に関すること。

東広島市教育委員会訓令第 号

東広島市ボランティア活動支援センター設置要綱を廃止する訓令を次のように定める。

平成28年 月 日

東広島市教育委員会 教育長職務代理者 渡 部 和 彦

東広島市ボランティア活動支援センター設置要綱を廃止する訓令

東広島市ボランティア活動支援センター設置要綱(平成14年東広島市教育委員会訓令第4号)は、廃止する。

附則

この訓令は、平成28年 月 日から施行する。

議案第32号

東広島市ボランティア活動支援事業実施要綱の制定について

東広島市ボランティア活動支援事業実施要綱を定めることについて、次のとおり 提案する。

平成28年6月23日提出

東広島市教育委員会 教育長職務代理者 渡 部 和 彦

1 提案理由

市内のボランティア活動を支援することにより、ボランティア活動を総合的に推進し、豊かなまちづくりの実現に寄与することを目的として、新たに東広島市ボランティア活動支援事業実施要綱を定めるため、この議案を提出するものである。

2 制定案

別紙のとおり。

3 施行期日

公表の日

4 根拠法令

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号) 第25条

- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事務は、教育長に委任することができない。
- (2) 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定又は改廃に関するこ

東広島市ボランティア活動支援事業実施要綱を次のように定める。

平成28年 月 日

東広島市教育委員会 教育長職務代理者 渡 部 和 彦

東広島市ボランティア活動支援事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市内のボランティア活動に対する支援の事業(以下「支援事業」という。)を行うことにより、ボランティア活動を総合的に推進し、もって豊かなまちづくりの実現に寄与することを目的とする。

(支援事業の内容)

- 第2条 支援事業の内容は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) ボランティア活動の推進に関する事業の企画及び運営に関すること。
 - (2) ボランティア活動の相談及び支援に関すること。
 - (3) ボランティア活動の推進に関する情報の収集及び提供に関すること。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、生涯学習部長が必要と認めること。

(ボランティア活動に関する相談窓口)

- 第3条 東広島市教育委員会(以下「教育委員会」という。) に、ボランティア活動に関する相談窓口(以下「相談窓口」という。) を設置する。
- 2 相談窓口は、東広島市ボランティア活動支援センターと称する。

(相談窓口の実施場所)

第4条 相談窓口は、東広島市市民文化センター又は生涯学習部長が指定する場所 において実施するものとする。

(相談窓口の開設日及び開設時間)

第5条 相談窓口は、水曜日及び土曜日の午後1時から午後4時までの間、開設す

るものとする。ただし、これらの日が東広島市の休日を定める条例(平成元年東 広島市条例第6号)第1条第1項第2号及び第3号に掲げる日に当たるときは、 開設しない。

2 前項の規定にかかわらず、生涯学習部長が必要と認めるときは、同項の規定による開設日及び開設時間を変更し、又は開設日において相談窓口を開設しないことができる。

(ボランティアコーディネーター)

- 第6条 教育委員会は、心身ともに健全であり、次の各号に掲げる要件のいずれかに該当する者であって、第2条各号に掲げる事務(以下「相談支援事務」という。)に従事することについて承諾したものを名簿に登録する。
 - (1) 3年以上のボランティア活動の経験があり、かつ、ボランティア活動に関する知識を有する者
 - (2) 前号に掲げるもののほか、生涯学習部長が必要と認める者
- 2 前項の規定により名簿に登録された者(以下「名簿登録者」という。)は、生涯学習部長が指定した日において、1日につき3時間、相談支援事務に従事するものとする。
- 3 前項の規定による従事に対しては、報酬及び費用弁償は、支給しない。
- 4 名簿登録者の定数は、15人以内とする。

(遵守事項)

- 第7条 教育委員会は、前条第1項の規定による登録に際して、当該登録を受けようとする者に対し、次に掲げる事項を遵守する旨の誓約をすることを求めなければならない。
 - (1) 相談支援事務に関して知り得た秘密を他に漏らしてはならないこと。その職務を退いた後も同様とする。
 - (2) 名簿登録者の信用を傷つけるような行為をしてはならないこと。
 - (3) 名簿登録者としての地位を他の目的に利用しないこと。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、支援事業の実施について必要な事項は、生涯学習部長が定める。

附則

この要綱は、平成28年 月 日から施行する。